大阪広域水道企業団建設工事検査の基準

（趣旨）

第１条　この基準は、検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とし、大阪広域水道企業団建設工事検査要領（平成 23 年企契第 65-1 号）第９条の規定に基づき、検査員が検査を行うに当たって必要な基準を定めるものとする。

（検査の内容）

第２条　検査は、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第３条　工事実施状況の検査は、契約図書の履行状況について、施工計画書及び工事施工状況等の記録（工事打合せ記録又は工事写真等をいう。）と図面、仕様書、設計書等（以下「設計図書」という。）を対比し、別表第１に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第４条　出来形の検査は、設計図書と実地の位置、出来形寸法等を比較して別表第２に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び施工管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

（品質の検査）

第５条　品質の検査は、設計図書と実地の観察、材料の品質証明書及び試験結果等を比較して別表第３に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び品質管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該品質の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

（出来栄えの検査）

第６条　出来栄えの検査は、仕上げの状態、通り、納まりの程度及び外観について、目視又は観察により行うものとする。

（中間検査）

第７条　中間検査は、別表第４に基づき行うものとする。

２　中間検査で確認した出来形部分等については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

（出来高検査）
第８条　出来高検査は、工事の出来高に関する資料（監督職員が作成する出来高調書等をいう。）と工事の進捗状況を対比し、支払対象部分の工事完了及び支払対象の搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確保がなされているかの確認を別表第５に基づき行うものとする。

（清算検査）
第９条　清算検査は、出来高検査に準じて行うものとする。

附　則（平成 23 年企契第 65-2 号）
この要領は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則（平成 29 年企契第 444 号）
この基準は、平成 29 年８月１日から施行する。
附　則（令和３年企技第 94 号）
この基準は、令和３年６月１日から施行する。
附　則（令和４年企技第 18 号）
この基準は、令和４年４月１日から施行する。

別 表 第 1　（第３条関係）

工事の実施状況の検査留意事項

項　　目	関　係　書　類	内　　容
⑴ 工事請負契約書等の履行状況	工事請負契約書、設計図書、関係法令に関する書類	・ 指示、承諾、協議事項等の処理内容 ・ 各種関係法令等に基づく届出書類 ・ 関係法令に基づく検査結果
⑵ 施工体制	施工体制台帳、施工体系図、施工計画書	・ 適正な施工体制の確保状況
⑶ 工場製作状況	設計図書、施工計画書、製作図、完成図書、工場製作管理記録、試験成績書、工事打合簿（協議書）、製作写真	・ 設計図書の要求事項に対する機器製作の処理状況及び管理状況
⑷ 工事施工状況	設計図書、施工計画書、施工図、製作図、施工管理記録、試験成績書、監督員検査結果、工事打合簿（協議書）、工事写真、その他関係書類	・ 設計図書等と施工計画書の比較 ・ 工法、品質管理資料 ・ 施工に関する疑義の処理状況 ・ 不可視部分の写真撮影状況
⑸ 工程管理	実施工程表、出来高、工事日報	・ 工事管理状況、工事進捗状況
⑹ 安全対策	安全管理関係書類	・ 各種関係法令等に基づく届出書類 ・ 関係法令に基づく検査結果
⑺ その他	高度技術、創意工夫、社会性に関する考査表	・ 実施条件・状況の整合性

別 表 第 2　（第４条関係）

出来形検査の内容

■ 土木工事

項　　目	検　査　内　容	検　査　方　法
⑴ 一　般　事　項	設計図書、仕様書等に表示される設計諸元及び構造物寸法	出来形管理基準及び規格値（土木工事施工管理基準）に基づき協議書、段階確認、出来形成果表及び出来形図、工事写真等によるほか、全測定箇所の概ね２割程度について実地検査で確認
⑵ 設計諸元の確認		
共　通　事　項	位置又は起終点、基準高、延長	協議書、段階確認願、測量成果品、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認
河　　川	堤防天端高、河床高、河川幅員、河床縦断勾配、河川中心線	
砂　　防	基準高、法線	

項　　目	検　査　内　容	検　査　方　法
道　　路	基準高、道路幅員、横断勾配、 縦断勾配、道路中心線	
橋 梁 下 部	中心間距離、支間長、斜角 支承部計画高	
下　水　道	管底高、縦断勾配、管渠中心線	
港　　湾	防潮堤天端高、護岸天端高 エプロン天端高、前面水深	
公　　園	施設配置（動線）	
山　腹　工	構造物配置、縦断勾配	
た　め　池	堤体中心線、施設配置	
ほ　　場	面積、施設配置	
⑶ 構造物出来形の確認		
・仮 設 構 造 物		協議書、段階確認願、出来形成果表
締 切 矢 板	基準高、根入長、偏心量、延長 掘削深さ	及び出来形図、工事写真、実測等に より確認
地 中 連 続 壁	基準高、壁体長、変位、延長	
仮 設 桟 橋	基準高、高さ、幅員、長さ	
・基礎工		工場検査記録、出来形成果表及び
基　礎　杭	基準高、根入長、杭径、偏心量	出来形図、工事写真、実測等に
ケ ー ソ ン	基準高、長さ、幅、高さ、壁厚 偏心量	より確認
・本 体 構 造 物		協議書、段階確認願、出来形成果表
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物	長さ、幅、高さ、 その他設計図書明示の寸法	及び出来形図、工事写真、実測等に より確認
法　枠　工	法長、梁幅、梁高、梁中心間隔、 延長	
ブロック積工	基準高、法長、厚さ（本体、裏込） 勾配、延長	
法 覆 護 岸	基準高、法長、（厚さ）、延長	
矢 板 護 岸	基準高、根入長、偏心量、延長	
築　堤　工	基準高、法長、天端幅、高さ、 延長	
根　固　工	基準高、幅、厚さ、長さ	
水　制　工	基準高、幅、厚さ、長さ、方向	
護　床　工	基準高、幅、厚さ、長さ	
道 路 盛 土 工	基準高、法長、天端幅、高さ、	

項　　目	検　査　内　容	検　査　方　法
路　盤　工 舗　装　工 橋梁上部工 シールド工 トンネル工 ・その他 浚　渫　工 植　栽　工 植　生　工	延長 幅、厚さ、 幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、支間長、橋長、キャンバー 管底高、管径、偏位、偏平率、延長 基準高、幅員、高さ、覆工厚さ、 延長 幅、長さ、深さ 本数(面積)、目通り周、高さ、枝張り 法長、(厚さ)	協議書、段階確認願、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認
⑷ 製品工場等にある工場製品	設計図書記載の寸法	工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、工事写真、実測等により確認
⑸ その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	構造物ごとに、施工指針、施工要領、仕様書等を参照し、請負者と協議の上適宜定める。

■ 建築工事

項　　目		検　査　内　容	検　査　方　法
杭　工　事		基準高、杭種、杭長、杭径、本数、支持力、偏心量、整地	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視等により確認
本体工事	躯　体	柱、梁、スラブの寸法 開口位置・寸法	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
	仕　上	仕上材料、範囲、厚さ	
外構工事	屋外施設	形状、仕上、	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
	排　水	基準高、管径、勾配、延長	
	舗　装	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	

■ 設備工事

項　　目	検　査　内　容	検　査　方　法
設　備　工　事	形状、管径、勾配	施工計画書、施工記録、工場検査報告書 工事写真、目視等により確認

別 表 第 3　（第５条関係）

品質検査の内容

項　　目	検　査　内　容	検　査　方　法
材　　料	材料の品質は、設計図書と対比して適切か	納品書、品質証明書、規格証明書、材料試験結果証明書、メーカーパンフレット等により確認
施工方法及び仕様	施工方法及び仕様は、設計図書と対比して適切か	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
機能及び性能の水準	土木構造物、建築物、設備又は付帯施設等の機能及び性能の水準は設計図書と対比して適切か	目視又は実際に操作、計測して検査

別 表 第 4　（第７条関係）

中間検査の内容

項　　目		検　査　内　容
施　工　状　況		1 書類、その他資料などの整理状況、関係法規等の遵守状況 2 施工計画書、工事記録と工事内容との適合に関すること。 3 施工、品質及び出来形管理に関すること。 4 施工体制に関すること。 5 工程管理に関すること。 6 安全管理に関すること。
出来形、品質及び出来栄え	出来形	形状及び寸法が設計図書等の条件との適合に関すること。
	品　質	性能等の水準に関すること。
	出来栄え	外観、仕上がり及び細部の取り合いに関すること。

中間検査の対象及び時期

中間検査の対象及び時期については工事の種類に応じて、次表のとおりとする。また、別途事業管理部技術管理課が必要と認める場合においても行う。

■ 土木工事

項　　目	検　　査　　内　　容
中間検査の対象	1　下記の構造物を含む土木工事
中間検査の時期	下記のいずれかの時期に行う。 1　重要構造物の配筋工事が完了したとき。 2　重要構造物の基礎工事が完了したとき。 3　重要構造物が埋設される前 4　えん堤等のマスコンクリート構造物の基礎岩盤掘削完了時 5　鋼構造物の仮組を行うとき。 6　完成検査時には足場等の撤去のため、検査が出来ない部分の完了時 7　部分使用を行う前

■ 建築工事

項　　目	検　　査　　内　　容
中間検査の対象	1　新築、増改築及び大規模改修工事で契約金額が１億８千万円以上の建築工事 ※ 大規模改修工事とは、原則として1棟の延床面積が2,000㎡以上の建物で、改修部位がその部位全体の過半を占める工事とする。 2　耐震改修工事で、契約金額が１億８千万円以上の工事
中間検査の時期	■ 中間検査の対象が、上記１の場合 1　下記のいずれかの時期に行う。 ①最下階の内装工事の下地工事が概ね完了したとき。 ②外装工事が完了したとき、ただし、足場解体までの間 2　くい工事を完了したとき（新築又は増築工事で、くい工事を含む場合ただし、エレベーター増築工事の場合を除く。） ■ 中間検査の対象が、上記２の場合 1　下記の時期に行う。 ①耐震補強工事に先立つ既存設備の切り回し（迂回）工事の完了時 ②耐震補強フレーム施工中（概ね３層以上進捗し、最上層完了前までの間）

■ 設備工事

項　　目	検　　査　　内　　容
中間検査の対象	1　プラント設備工事は全工事 2　建築設備工事は新築、増改築及び大規模改修工事で、原則として契約金額が５千万円以上の設備工事
中間検査の時期	下記のいずれかの時期に行う。 1　重要機器の試運転前 2　水中設備等の水没前 3　充電前 4　最下階の隠蔽箇所の施工が完了したとき。 5　工場製作機器が完成したとき。

別 表 第 5　（第８条関係）

出来高検査の内容

1　一般確認事項（製造工場にある工場製品等の確認を除く。）

1）監督職員があらかじめ作成した出来高調書に計上された工事完了の確認は、次の項目により実地に検査を行う。

2）現場に搬入された材料については、契約書第13条第2項の規定により、監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払いの対象とすることを指定した物に限る。

項　目	検査内容	検査方法
(1)工事完了の確認	○出来高調書に計上した工事完了の数量を確認	・契約書等の履行状況を確認 ・設計図書、施工計画書、製作図、施工管理記録、試験成績書、工事写真、出来形成果表及び出来形図、その関係書類により、出来高計上の数量を現地確認
	○現場に搬入された材料の数量の確認	・当該搬入材料の「納品書」、「納品数量表」等により、材料の数量を現地確認
(2)出来形確認		・出来形成果表及び出来形図により目視及び実測で確認
(3)品質確認	○施工品質や使用材料の品質を確認	・施工品質証明書・材料品質証明や試験成績表等により確認
(4)破壊試験		・必要に応じ契約書第31条第3項の規定に基づき、材料・躯体について最小限度の破壊試験を行う。

2　　製造工場等にある工場製品の確認事項

１）監督職員があらかじめ作成した出来高調書に計上された工事完了の確認は、次の項目について検査を机上により行うことができる。

２）特記仕様書に部分払いの対象として、明記された製品に限る。

項　　目	検　査　内　容	検　査　方　法
(1)出来高計上の数量確認	○出来高数量を確認	・設計図書、施工計画書、設計図、工場製作管理記録、試験成績書、工事写真、その他関係書類により、出来高計上の製品数量を確認 ※なお、写真により数量の確認ができない場合は、監督職員が実地により数量等の確認検査を行ったことがわかる資料等により確認
	○工場製品の管理状況を確認	・当該工場製品の確保ができているかを「保管請書」及び「保管場所・保管状況が分かる写真」により確認
(2)出来形確認	○設計図書に定める寸法を確認	・工場検査記録、出来形表及び出来形図、製品寸法の実測写真により確認
(3)品質確認		・工場製作管理記録、試験成績書により確認